

書評

Jack J. Gerson,

*Horatio Nelson Lay and
Sino-British Relations 1854—1864*

井上裕正

本書は、現在トロント大学で教鞭をとっておられるガースン氏が一九六七年、ロンドン大学に提出された学位論文“Horatio Nelson Lay: His Role in British Relations with China, 1849—1865.”を圧縮して、ハーヴァード大学東アジア研究センターより刊行されているHarvard East Asian Monographsとぶらうシリーズの一冊として発表されたものである。

氏は、当該段階の中英関係に重要な役割を演じた英国人ホレイショ・ネルソン・レイの公的活動を年譜的に明らかにするとともに、彼の生きた一九世紀中葉における中英関係にも考察を加えている。

古く十七世紀以来綿々と続いてきた中英関係は、一八三三年に英国東インド会社の対中国貿易独占権が廃止されるに及び、新たな段階を迎えた。しかし、英国の対中国貿易(特に綿製品輸出)はその期待に反して伸び悩み、非合法なアヘン貿易でかろうじて帳尻決済を行なうという状態であった。結局、アヘン蔽禁政策を

採った清朝中国と武力衝突を惹起し(アヘン戦争。ガースン氏は「第一次中英戦争」と呼ぶ)、その結果締結された南京条約(一八四二年)は伝統的な広東公行制度に終止符をうち、開港場も上海など五港に拡大したのである。南京条約後における中英関係は、攘外運動の熾んな広東と、対外貿易が飛躍的に発展する上海とに代表される二面を有しながら、全体的には対中国関係における所期の好転はみられず、ここに一八五〇年代の両国関係は第二の武力衝突(アロー戦争)への序曲を奏で始めていたのであった。

以上がレイの登場する歴史の舞台である。氏は当該段階における中英関係の全般的な枠組みを構築するに際して、H. B. Morse, *International Relations of the Chinese Empire*, vol. 1, vol. 2 (London, 1910, 1918), W. C. Costin, *Great Britain and China, 1833—1860*, (Oxford, 1937), S. F. Wright, *Hart and the Chinese Customs*, (Belfast, 1950), J. K. Fairbank, *Trade and Diplomacy on the China Coast*, (Cambridge, Massachusetts, 1953)などの古典的研究を参照されており、本書を単なる伝記物に終らせることなく、レイの歴史的役割の解明を通して中英関係全般に説き及んでいる。

以下本書の内容を紹介する前に、本書の章別構成をまず記しておこう。

序 説

第一章 初期の影響

第二章 女王陛下の公務への参加、一八四七—一八五四

第三章 女王陛下の公務において——第二段階、一八五四—一八五五

八五五

第四章 中国皇帝への奉仕、一八五五—一八五八

第五章 二人の主人に仕えて——第一段階、一八五八—一八五九

九

第六章 二人の主人に仕えて——第二段階、一八五九—一八六〇

一

第七章 二人の主人に仕えて——第三段階、一八六一—一八六二

二

第八章 本国における主人としての奉仕者、一八六二—一八六三

第九章 主人のいない奉仕者、一八六三—一八六四

第十章 結 語

以上の章別構成で分るように、氏はレイの公的活動を年代順に、かつ誰（何処）に仕えていたかを基準に区切って、考察を進めている。〈序説〉については後述するとして、〈第一章〉より順をおって内容を紹介しよう。

〈第一章〉はレイの父であるG・T・レイを中心に展開されている。科学者であり、また伝導師でもあった彼の父は、アヘン戦争処理のため派遣された英国全権ポティンジャーの通訳官として中国に渡り、以後広東・福州・厦門の領事を歴任した。その間レイは英国のミル・ヒル・スクール(Mil Hill School)で学んでいたが、一八四五年十一月父が厦門で風土病にかかって死んだため、英国での彼の学業生活は同年のクリスマス休暇で終りを告げたのである。

〈第二章〉はレイの中国行きから説き起こされる。一家の長男であった彼は、職を求めて一八四七年七月香港に到着し、有名なプロテスタント伝導師ギュッラフ(G・T・レイと面識があった)の

のもとで中国語の学習を開始する。時にレイは弱冠十五歳であった。一八四九—五四年の間、主に香港で通訳官として勤務した彼は、着実にその語学力を進歩させていったが、その半面、一般的な知的水準・社会的品位においてはたいした成長もみせず、独立独行、社会から孤立する性格を強めた彼には、自分と興味を異にする人間の見方を理解できない欠点があったという。

〈第三章〉は上海におけるレイの活動について述べられている。香港総督兼貿易監督官ボウリングの支持を得たレイは、彼の若さと経験不足にもかかわらず、ウエードの後任として(ウエードは初代の英国代表税務司となった)、上海副領事代理に昇進する(一八五四年)。太平軍の接近、上海小刀会の乱など、この時期の上海情勢は非常な危機を孕んでいたが、レイは江蘇巡撫吉爾杭阿ら清朝官僚と接触し、英国の対中国政策が親「清朝」化していくなかで、「中英双方の大官の共鳴板」(四六頁)として好感視される人物であった。しかし他方、一八五四年に創設された外人税務司制度に反対する上海在住商人は、上海領事オルコックと税務司ウエードとの間に介在するレイへ執拗な攻撃を行なった。加えて彼の異例の昇進は彼に対する賞讃と共に憎悪をも生みだし、特に仲間うちでの彼の評判は悪かった。また、この時期においてレイは職業的経験を豊かにしたが、社会的な円熟さを身につけることはできなかったという。

〈第四章〉ではレイがウエードの後を継いで税務司となるまでの経緯が述べられている。この人事に関してボウリングは、彼の若さと経験不足を理由にジンジェル(Jingell)を推挙していたが、オルコック、ウエード、並びに吉爾杭阿、藍蔚燮(署理上海道台)

ら英清双方の官僚の支持・推薦を受けたレイは、一八五五年六月、二代目の英国代表税務司となった。彼の傲慢さ・横柄さがこの制度をめぐる支持者と反対者との対立を悪化させはしたが、彼は批難の前にあくまでも受身であったという。

以上、〈第一章〉から〈第四章〉までを紹介したが、この期間におけるレイの活動は従来あまり知られていなかったことである。氏はこれらの事実を、外務省の記録文書は勿論のこと、伝導協会に保存されている記録類、イギリス、カナダにいるレイの子孫たちが保管している書信類を渉猟して解明されたのである。

この四章を読んでまず気付くことは、氏がレイの人格形成について懐いている並々ならぬ関心である。特にレイの受けた教育については随所で触れており、かかる心理的側面を重視するアプローチは、本書を一貫している大きな特色であろう。

次に、この時期における最も重要な事件である上海の外人税務司制度について触れておこう。一八五四年、上海県城が小刀会に占領されて海関機能が停止のやむなきに至った結果、上海道台呉健彰と英国上海領事オルコックとの間で結ばれた協定により、海関事務を外人税務司に委任する制度ができあがった。外人税務司には英国、仏国、米国より各一名が任命されたが、対中国貿易規模の最も大きく、また中国語に堪能な英国代表ウェードが主導的役割を担った。レイはウェードの後任となったわけだが、税務司制度の確立に関するかぎり、ウェードの方に功績があったと氏は論じている。また、「レイは清朝の不正規な官僚であったと同時に、英国政府の非公式な外交機関としてボウリングに使われた。」(六七頁)と述べ、レイ(外人税務司)の役割の二面性を指摘さ

れているが、この指摘は重要である。なお、レイは勿論のこと、当時の在中國英国官僚たちの昇進をめぐる対立について、各ポストの俸給額をあげながら興味深く説明されている。

紹介を続けよう。〈第五章〉ではアロー戦争後に行なわれた天津条約交渉並びに上海税則会議でのレイの活動を明らかにされている。レイが英国全権エルギンに認められ、これらの交渉に抜擢された背後には、ウェード、オリファント(エルギンの秘書)、ジャーディン・マセソン商会のアレクサンダー・パーセバルらの推薦と、上海道台薛煥ら清朝官僚の支持があった。この時期のレイの活動のうち最も際立ち、かつ彼の名を轟かしたものは、天津条約交渉において清朝側の代表者英に、彼が十余年前に書いた外国人を侮蔑した上奏文をつぎつぎて交渉の場から排除し、結局、服毒自殺の窮地においやったことである。氏はこの事件の歴史的意義について深く追究されていないが、既に宮崎市定氏(英仏連合軍の北京侵入事件——特に主戦論と平和論——)東亜研究所報第二四号、一九三三年、『アジア史研究』第四に再録)、坂野正高氏(『総理衙門』設立の背景)(一)(二)、国際法外交雑誌第五一卷第四号、同第五号、第五二巻第三号、一九五二—五三年)によって明らかにされたように、この事件は、北京政府内部の「主戦派」に連なる耆英を交渉の場から排除することにより、桂良(清朝側代表のひとり)ら「和平派」の立場を強化する効果をもたらしたのである。なお、上海税則会議でのレイの活動は天津条約交渉はど目立つものではなかったが、各品目に関する従価五%の従量税の決定には税務司レイの実務知識が大きく物を言った。そして以上の外交交渉を終えたレイは「中国において最もよく知られた外

国人の一人になった」(九二頁)のである。

この章で氏は、附屬通商規則で取極められたアヘン貿易の合法化について、この決定がまったく清朝側の独断であり、英国が武力で合法化を強いたという非難は基本的に誤りであると論じている。確かにこの時期の清朝政府は財政補填の見地からアヘン合法化がもたらす税収入を考慮していた。しかし、英国が一八五四年に試みた条約改正交渉以来一貫してアヘン貿易の合法化を要求していたことを考えるならば、英国の潔白を結論するのはやはり無理ではなからうか。

〈第六章〉はレイが初代の総税務司に任命されてから、賜暇帰国するまでについて述べられている。上海で行なわれていた外人税務司制度は天津条約附屬通商規則により全開港場に適用され、それらの税務司を統轄する総税務司が設置された。税務司であったレイがこの地位に選ばれたことはある意味で当然であるが、两江總督何桂清らの支持がこの人事を決定的にした。税務司制度はエルギンらの強い支持を得ながらも、他方にはジャーディン・マセソン商会をはじめとする在中国商人の根強い反対があった。これらの反対運動の矢面に立たされたレイは、非難に対して「意地悪く報復的な態度」(一一九頁)で応酬したという。

周知のように、天津条約の批准に対する清朝側の拒絶は英仏連合軍の北京侵入事件(一八六〇年)を惹起したが、この際にはレイは連合軍に参加していない。その理由は、英国全権エルギンが通訳官にはパークスを選び、レイを清朝側の相談役に残しておきたかったからだと説明されている。

英仏連合軍の北京侵入事件は北京条約の締結となり、以後中英

関係は一見「協調的」な時期を迎える。そこでさしあたって関連するのは総理衙門の設立(一八六一年一月)である。外務省の前身ともいべきこの機関が設立されるや、総税務司はこの機関に附属し、あらためてレイが総税務司に任命されたのである。ところでレイは一八五九年、上海における対太平軍防衛戦で負傷したが、この時点で病氣療養のためと称して一時帰国する。彼の帰国の理由に関して氏は、それが単なる病氣療養にあるのではなく、主な原因は、清朝の余命が幾許もないと考えられたため、かかる王朝にコミットしすぎることを躊躇したことにあると論じている。また、外人税務司制度を本国政府に説明したいという気持、ながらく離れていた母や西欧世界への思慕、結婚までもない妻への思いやりなども影響があったと説明している。

ともあれ帰国したレイには彼の人生を大きく左右する事件が発生する。すなわち、「レイ・オズボーン艦隊事件」である。〈第七章〉より〈第九章〉はこの事件の経過を詳細に跡づけたものであるから、以下この三章を一括して紹介していこう。

既に一八五六年段階でレイは税務司に附属する小艦隊の必要性を唱えていたが、彼の帰国中、中国において総理衙門とロバート・ハート(総税務司代理)との間で、西洋式の小艦隊を編成し太平軍鎮圧に役立てようという計画が立案された。この計画は太平軍の寧波占領(一八六一年十二月)に刺激されて皇帝の裁可を得、実行に移されるが、ハートはこの艦隊の編成を帰国中のレイに依頼した。帰国後のレイはあまり目立つ存在ではなかったが、この依頼を受けるや積極的に政府各官庁との連絡をはかり、計画の遂行に尽力したのである。ここで詳しく紹介することは避けるが、

氏はレイと外務省・海軍省等との折衝を詳しく跡づけている。結局、英国政府の許可を得、レイは具体的な艦隊編成に着手するが、他方アロー戦争中面識をもった海軍大佐オズボーンを艦隊の司令官に招き、以後この二人が編成の任にあたった。この艦隊を「レイ・オズボーン艦隊」と名づける所以である。

艦隊事件に関する欧米の研究には、前掲のモース、ライト両氏の研究のほか J. L. Rawlinson, "The Lay-Osborn Flotilla," *Papers on China*, 4 (Cambridge, Massachusetts, 1950). 同 *China's Struggle for Naval Development, 1839-1895*. (Cambridge, Massachusetts, 1967) があり、ガースン氏もそれらの諸研究を参照されており、とりたててユニクな見解を提起しているわけでもない。ただ氏が明らかにしたレイとハートとの対立については従来あまり注目されなかったことであり、興味深い。すなわち、レイは帰国に際して、香港政庁の H・T・ディヴィスをハートと対等という条件で上海の税務司に勧誘した。ハートはこれに對して、權威と責任を分かちつて処置であるとの理由から不服を申し立てたのである。この結果、ハートとレイとの間に軋轢が生じ、それが艦隊事件の経過にも大きな影響を及ぼしたという。艦隊は一八六三年五月中国に回航したが、その指揮権をめぐつて清朝側とレイ、オズボーンとの間に意見の対立が生まれ、結局、艦隊は解散させられることになる。清朝側の態度を決定したのは、両江總督曾國藩、江蘇巡撫李鴻章の意見で、艦隊はあくまでも彼らの指揮下に置かれるべきだといふものであった。他方、レイとオズボーンは艦隊の出航を前に、十三ヶ条の同意書を取り交わし、艦隊はオズボーンの指揮下に置かれ、その命令は皇帝からレイを

通してオズボーンに伝達されると規定していた。このような双方の異なる決定が妥協点を見出せないうちに、艦隊は解散させられたのである。

この事件によってレイは中英双方から見放された恰好になり、結局はレイの總税務司罷免という事態を招来したのだが、氏は事件の責任をすべてレイに帰するような従来の見解に疑問をいだき、この問題を再検討されている。すなわち、十三ヶ条の同意書が清朝側の承認を得るか否かを確認しなかったレイには勿論責任があるとしても、レイと連絡をとっていたハートの怠慢、レイの權威の限界を知りながら最後まで責任をのがれ、事件後には無節操なレイ批判を行なった英国公使ブルースと英国政府、そして外国人を操縦できないと知るや一変して計画を拒絶してしまった清朝中央官僚の偽装に對しても問責すべき点があると論じている。〈第九章〉は事件の賠償問題に触れて終る。

以上が艦隊事件を取扱った三章の概略であるが、次に筆者が氣付いたことを若干述べておこう。

まず第一に、史料の問題である。氏は「艦隊計画は記録された清朝官僚間での論議を持つ主題ではなかった」(一七四頁)と述べておられるが、これは清朝側の史料として氏が『籌辦夷務始末』しか観なかつたことから生じた誤解であり、『海防檔』(中央研究院近代史研究所、台北、一九五七年)には、この計画が清朝官僚間で活発に論議されたことを知り得る多くの史料が存する。現に呂実強氏は『海防檔』を駆使して『中国早期の輪船経営』(中央研究院近代史研究所、台北、一九六二年)なる研究を発表されており、その中で艦隊事件にも触れている。前述の諸氏のうちでは、

ローリンソン氏が呂氏のこの研究を参照されたにとどまっている。ガースン氏も〈第七章〉註七で、ローリンソン氏の研究に触れながら、「ある新しい史料」の存在をみとめているが、『海防鑑』そのものにはあたっておられず、その点非常に残念である。

次に艦隊事件の歴史的意義についてであるが、この問題は当該段階の中英関係を如何に把握するかという根本問題に関わるので、後回しにしておいた〈序説〉並びに〈第十章〉結語を参考しながら解説しよう。

氏は〈序説〉において当該段階の中英関係を相異なる「体制」の衝突と把握されている。すなわち、儒教的な満洲清朝と西洋的な英国との対立である。しかも日の出の勢いにあった英国に比して、清朝は下り坂にあったとされる。そして異なる体制間の相互理解は極めて困難であり、その結果生ずる摩擦、軋轢こそが諸々の対立、紛争（この中にはアヘン戦争も含まれる）の主因をなしたという。そこで相互理解を深めるためには、外国が清朝になんらかのサービスを提供する必要がある、それこそが例えば外人税務司制度であり、かかる歴史的任務を帯びた典型的な人物がレイであると展開されるのである。

以上の中国近代史理解——それは従来の欧米における研究が異口同音に主張してきたところである——が確かに否定できない一面であるとしても、近代中国の歩んだ歴史（当面、半植民地化過程）との関連から考えた場合、かかる主張の曖昧さを指摘せざるを得ない。例えば、氏の見解ではアヘンは清朝側の効果のないコントロールによって大量に流入したという事実のみが叙述され、英国の世界市場構造に占めるアヘンの重要性については全く言及

されていない。また、外人税務司制度について、前述のようにそれが二重の役割を演じたことを指摘されているが、むしろ英国の利益代弁者としての役割を重視すべきではなからうか。

艦隊事件についてもその経過を詳細に追究されたが、この事件の歴史的意義、就中外交史的意義は必ずしも解明されたとはいえない。すなわち、艦隊計画は中英相互の理解の欠如によって破綻した「空想」であったが、しかしこの事件を以って「空想の時代」は終り、両国間の相互理解も一歩前進したという把握の仕方にはいまひとつものたりなさを感じる。要するに、艦隊事件の歴史的意義は、中国の半植民地化という大きな流れの中で、当該段階における中国をめぐる国際関係を前提に、中英双方の国内事情をも踏まえて考察する必要があるのではなからうか。

以上、本書の内容紹介、並びに若干の疑問点を述べさせて戴いた。最初にも述べたように、本書の主題はレイの公的活動を説明することにあり、レイに関する本格的な研究は本書がはじめてである。本書がレイという個人の活動を通じて十九世紀中葉における中英関係の生々しい一側面を明らかにしたことは、中国近代外交史研究に裨益するところ甚だ大であらう。

最後に、本書の紹介に際し、著者の意を充分に紹介できなかったり、或いは誤解した点があれば、それはすべて筆者に責任があり、著者並びに読者諸氏の御海容を乞う次第である。

(書判、本文三二九頁、一九七二年、Cambridge, Massachusetts: Harvard University Press)
(京都大学文学部大学院生)